

道路占用料 新料金表

平成 27 年 4 月 1 日施行

別表(第 2 条関係)

道路占用料金

占用物件		単位	占用料	備考
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき1年	310	3 条以下の電線
	第 2 種電柱		480	4 条又は 5 条の電線
	第 3 種電柱		650	6 条以上の電線
	第 1 種電話柱		280	3 条以下の電線
	第 2 種電話柱		450	4 条又は 5 条の電線
	第 3 種電話柱		620	6 条以上の電線
	その他の柱類		28	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	3	
	地下電線その他地下に設ける線類		2	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	270	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	170	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	560	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		240	
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	760	
その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	200		
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	12	
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		17	
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		25	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		34	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		50	
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		67	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		120	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		170	
	外径が 1 メートル以上のもの		340	
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	560		

法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	8		
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	76		
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	76		
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	760		
	標識		1 本につき 1 年	450		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	8		
		その他のもの	1 本につき 1 月	76		
	幕(令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	8		
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	76		
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	760		
		その他のもの		380		
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	560	
	令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.028 を乗じて得た額	
	令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	76	
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				56		

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 3 表示断面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 A は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、占用料が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。